

要援護者支援全体計画について

当市では東村山市地域防災計画に基づき「要援護者支援全体計画」を作成し、推進していきます。これは、日頃から地域での見守りが必要であったり、災害発生時に一定の支援が必要であったりする方（以下、「要援護者」という。）への基本的な支援方法や考え方等をまとめたものです。

要援護者支援全体計画では、要援護者情報の整備から避難訓練体制等まで幅広く定められています。今回はその中でも新しく実施を予定している「要援護者情報の整備」について概略をお示しします。

本計画については12月5日よりパブリックコメントを予定しています。

< 要援護者台帳の整備 >

市では要援護者情報について、次の2つの方式で整備し活用していきます。

(1) 要援護者台帳（行政情報抽出方式）

市が保有している行政情報（介護保険の認定者情報、障害者手帳情報等）から一定の基準で情報を抽出して作成する台帳です。この台帳は、平時からの情報共有を行いません。「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められる」場合にのみ、必要な範囲で情報提供を行うことがあります。

台帳への登録は要件を満たした場合、自動的に行われるため申請の必要はありません。

(2) 要援護者台帳（手上げ方式）

関係団体（警察署、消防署、民生委員、自治会長等）への情報提供について、同意をいただいた方のみを一覧にした台帳です。平時から関係団体で共有し、地域での見守りにつなげます。台帳への登録は申請書（情報提供についての同意を含む）を市へ提出いただくこととなります。

なお、関係団体への情報提供については、市と「個人情報の取り扱いに関する協定」を結んだ方のみ限定して行うこととなります。

この制度は、「地域の助け合い」により推進するもので、地域の方々の協力により成り立つものです。また、関係団体・支援者はあくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うもので、その支援活動に伴う様々な事柄について必ずしも責任を伴うものではありません。

それぞれの方式で対象とする要援護者一覧

		(1) 行政情報共有方式	(2) 手上げ方式 下記の対象者のうち、地域での情報提供に同意をいただいた方
高 齢 者		<ul style="list-style-type: none"> 要介護度 1 以上で在宅生活をしている方 70 歳以上のひとり暮らし高齢者、75 歳以上の高齢者世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、70 歳以上のひとり暮らし高齢者、75 歳以上の高齢者世帯で、単独避難が困難な方 要介護状態等で単独避難が困難な方
障 害 者	身体障害者	障害者手帳 1 ~ 2 級を保持し、在宅生活をしている方	原則、障害者手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	知的障害者	愛の手帳 1 ~ 2 度を保持し、在宅生活をしている方	原則、愛の手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	精神障害者		原則、精神保健福祉手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	難病患者		原則、都の指定する難病患者としての認定を受け、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
乳 児	0 歳		
妊 産 婦	妊 産 婦		
外国籍の方			日本語でのコミュニケーションが困難である等、地域生活に不安を感じている方

手上げ方式にて地域に提供される情報のイメージ
支援に必要な情報に限定して提供を行います。

氏 名	年 齢	住 所	状 況	支 援 者 の有無
ヒガシムラマ マルコ 東村山 郎	40	本町 1 - -	視覚障害 1 級	なし